

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

青森地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3 地域再生計画の区域

青森県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 産業の特徴

本県の産業は、他地域と比較して第一次産業の比重が高く、農林水産省「平成25年生産農業所得統計」によると、農業産出額は2,835億円に上り、全国第10位となっている。構成比をみると、最も高いのは畜産で28.8%を占めており、以下、果実(27.2%)、野菜(22.1%)、米(17.9%)の順で続いている。

製造業については、経済産業省「平成25年工業統計調査」によると、製造品出荷額等は1兆5,203億円に上り、構成比をみると、最も高いのは非鉄金属で21.8%を占めており、以下、食料品(20.5%)、電子部品(8.6%)、業務用機械(8.2%)の順で続いている。光技術関連産業、電気機械、精密機械等の加工組立型産業、鉄鋼、紙・パルプ、非鉄金属等の基礎素材型産業、半導体関連産業、情報サービス関連産業といった産業が、県内全域にバランス良く分布している。

一方で、製造品出荷額等は全国第41位で、以前よりは産業集積が進んでいるものの、全国と比較して十分とはいえない状況にある。

有効求人倍率(学卒を除きパートを含む)をみると、全国では平成21年度の0.45倍から平成26年度には1.11倍まで回復して求人が求職を上回っているが、本県では平成21年度の0.29倍から平成26年度は0.81倍まで回復したものの、依然として求職が求人を上回って就業の場が少ない状態が続いており、生産年齢人口においても、国勢調査では、過去10年(平成12年964,661人～平成22年843,587人)で121,074人減少している現状のため、雇用の場の創出が本県の大きな課題となっている。

【津軽地域】(青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、蓬田村、外

ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町)

津軽地域は、奥羽山脈北端の八甲田連峰から本県の西部一帯に広がる地域と津軽半島から形成される地域である。

この地域は、古くから本県を代表する穀倉地帯だが、明治期にりんご栽培が開始され、現在では稲作、りんご生産を中心とした農業生産地域となっている。

特に、全国一を誇る本県のりんご生産の約9割がこの地域で占められており、りんご等の農林水産資源を利用した食料品製造業が盛んである。

また、この地域の青森市は、古くから北海道との交通結節点として商業が栄え、現在でも卸・小売業やサービス業を中心とする第3次産業が産業構造に占める割合が高く、本県の商業や流通の中心地として機能している。

昭和40年代以降は、青森空港や東北縦貫自動車道などの高速交通体系が整備されたほか、青森地域テクノポリス開発や、弘前オフィスアルカディア等の工業開発プロジェクトを積極的に導入・推進を図った結果、半導体集積回路、情報関連機器、電子部品・デバイスなど電気機械、精密機械等の加工組立型産業を中心に工場の立地が進んだ。

特に、光デバイスや光学用プリズム、光ファイバー、半導体検査装置等の光技術を応用した製品の研究開発に取り組む光技術関連企業の集積という県内他地域には見られない特徴が見られる。

近年では、スマートフォン向けのコネクタや省エネルギー効果をもたらすパワー半導体の生産拡大など、社会需要に応じて工業製品の生産が変遷しており、医療機器分野では、医療用内視鏡に関連した医療用処置具の製造が増産されているほか、画像診断装置をはじめ医療機器の開発が活発化しているとともに、医療機器向けの部品製造など医療・健康福祉分野に参入する企業が増加している。

【県南・下北地域】(八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町)

県南・下北地域は、奥羽山脈北端の八甲田連峰から本県の東部一帯に広がる地域と下北半島から形成される地域である。

この地域の海に面した地域は古くから水産業が活発で、三陸沖に近い海域ではイカやサバなどの漁獲が多く、八戸港は国内有数の水揚げを誇っており、その水産物等を加工する食料品製造業が盛んなほか、造船業やそれに伴う鉄工や鋳造等の金属関連の産業も集積している。

八戸市を中心とする八戸地域は、昭和39年には「新産業都市建設促進法」に基づく新産業都市の指定により港湾等の整備が図られ、鉄鋼や紙・パルプ、非鉄金

属、化学等の基礎素材型産業の工場が進出し、その後も平成元年に「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」（略称「頭脳立地法」）、平成5年に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（略称「地域拠点法」）、平成9年に「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」（略称「地域産業集積活性化法」）、平成13年に新事業創出促進法による各地域指定を受け、半導体・液晶関連産業、自動車関連部品、電気機械等の加工組立型産業などの多様な産業の工場が進出した。

特に、頭脳立地法による「八戸ハイテクパーク」の整備を契機として、ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、コールセンター、デザイン・機械設計、エンジニアリングなどの情報サービス関連産業の立地が進んだ。

また、この地域の六ヶ所村から三沢市北部に至る「むつ小川原開発地区」は、新全国総合開発計画（昭和44年5月）に位置づけられ、大規模工業基地として開発されたが、現在は、国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設、環境科学技術研究所、I T E R 関連研究施設などが立地し、それに関連した金属製品製造業や電気機械器具製造業、技術サービス業関連等の立地が進んでいる。

4-2 インフラ整備状況について

（交通）

①空港

本県には、青森空港と三沢空港の2空港があり、東京、大阪、札幌等の国内主要都市と結ばれているほか、青森空港では、週3往復の韓国への国際路線も運航され、空路による県外及び海外とのアクセスが確保されている。

②鉄道

本県では、東北新幹線新青森駅、七戸十和田駅、八戸駅の3駅が開業しており、東京・新青森間は最速3時間弱で結ばれている。また、平成28年3月には今別町に北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業する予定であり、県外とのアクセスがさらに向上する。

在来線では、津軽地域を走るJR奥羽本線及び五能線、青森市から県南地域を走る青い森鉄道、青森市から北海道に向かって津軽地域を走るJR津軽海峡線、県南・下北地域を走るJR八戸線及び大湊線などがあり、鉄道による県内各地域への円滑なアクセスが確保されている。

③道路

本県の高規格幹線道路として、東北縦貫自動車道弘前線（大泉JCT～青森IC）と東北縦貫自動車道八戸線（大泉JCT～上北IC）が整備され、道路によ

る首都圏とのアクセスが確保されている。

また、一般国道の自動車専用道路として津軽自動車道（青森市浪岡～つがる柏 I C）及び八戸・久慈自動車道（八戸 J C T～階上 I C）が、地域高規格幹線道路として下北半島縦貫道路（野辺地 I C～六ヶ所 I C）が整備され、道路による県内各地域への円滑なアクセスが確保されている。

④港湾

本県では、青森港、八戸港及びむつ小川原港の3港が重要港湾に指定されている。青森港は、北海道と結ぶ日16往復のフェリーが就航しており、本州と北海道の物流を支える基幹航路の発着港となっている。また、大型クルーズ船の寄港は東北一の実績を有している。

八戸港は、5万t級の船舶が接岸できる岸壁のほか44の公共バースが整備されている。平成8年にFAZ（輸入促進地域）の指定を受け、平成10年に八戸港国際物流ターミナルが開業し、平成15年には、産業廃棄物やリサイクル関連等の循環資源輸送を担う総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されるなど、北東北を代表する国際貿易・物流拠点として機能している。

むつ小川原港は、むつ小川原開発における物流の中核を担う港湾として重要港湾の指定を受け、これまでに、大型タンカー受入施設の30万t級一点係留ブイバースや、5千t級岸壁2バース、2千t級岸壁8バースなどが整備されている。

【津軽地域】

①空港

津軽地域には、青森空港があり、東京、大阪、名古屋、札幌の国内主要都市と結ばれているほか、週3往復の韓国への国際路線も運航されている。

青森空港は、平成17年4月に滑走路3,000mが供用され、大型機が通年で離発着できる機能を持った。さらに平成19年3月から、計器着陸システム「CAT-III」の供用が開始され、国内4番目、地方自治体が設置・管理する第3種空港では初めてのCAT-III空港となり、濃霧での欠航便数が大幅に減少し、効果が発揮されている。

②鉄道

津軽地域のうち、特に青森市は、県南地域と結ぶ青い森鉄道、弘前方面と結ぶJR奥羽本線、北海道と結ぶJR津軽海峡線の結節点であり、交通の要衝となっている。特に、東北新幹線は、平成22年12月には東北新幹線新青森駅が開業し、東京・新青森間が最速で3時間弱で結ばれている。

また、平成28年3月には、今別町に北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業す

る。

③道路

首都圏と青森県の津軽地域を結ぶ東北縦貫自動車道弘前線は、大泉 J C T から終点の青森 I C まで既に開通し、青森 J C T で分岐する青森自動車道は青森東 I C まで開通しており、津軽地域内の物流の高度化に寄与している。また、東北縦貫自動車道弘前線の浪岡 I C から五所川原市を経て鱒ヶ沢町を結ぶ津軽自動車道は、一部供用（青森市浪岡～つがる柏 I C）されており、津軽地域内の利便性のみならず、更なる物流の高度化を目指して、事業を実施している。

④港湾

津軽地域内には、八戸港、むつ小川原港と並んで重要港湾に指定されている青森港がある。北海道と結ぶ日 1 6 往復のフェリーが就航しており、本州と北海道の物流を支える基幹航路の発着港となっている。また、大型クルーズ船の寄港は東北一の実績を有しており、県都の海の玄関口としての期待が高まっている。さらに、官民一体となった取組として、青森市を中心に「青森港国際化推進協議会」を組織して、外航船及び内航船の利用促進に努めているところである。また、鱒ヶ沢町の七里長浜港では、津軽地域の物流需要に対応するほか、特にロシアとは本州で最も近い港湾である等の地理的優位性を生かし、港湾の活用による地域振興を図るため、県及び地元により「七里長浜港利用促進協議会」を組織し利用促進に努めている。

【県南・下北地域】

①空港

県南・下北地域には、三沢空港があり、東京、大阪、札幌の国内主要都市と結ばれている。

②鉄道

当地域の中心都市である八戸市へは、平成 1 4 年 1 2 月に東北新幹線が開通し、東京・八戸間は最速で約 2 時間 5 0 分と首都圏へのアクセスの利便性が高まっている。

③道路

首都圏と青森県の県南地域を結ぶ東北縦貫自動車道八戸線は、大泉 J C T から上北 I C まで開通しており、県南地域内の物流の高度化に寄与している。

東北縦貫自動車道八戸線は、青森市に向けて上北自動車道（上北道路、上北天間林道路、天間林道路）の整備が進められており、そのうち第二みちのく有料道路と

接続する上北道路は既に供用されている。また、むつ市から東北新幹線の駅舎がある七戸町までを結ぶ下北半島縦貫道路（地域高規格道路）は、一部供用（野辺地 I C～六ヶ所 I C）されており、県南地域内の高速交通の機能が一層強化されることになっている。

また、八戸市から岩手県久慈市まで整備が進められている八戸・久慈自動車道は、一部供用（八戸 J C T～階上 I C）されており、岩手県北部地域への利便性も高まっている。

④港湾

重要港湾に指定されている八戸港は、5万 t 級の船舶が接岸できる岸壁のほか 44 の公共バースが整備されている。平成 8 年に F A Z（輸入促進地域）の指定を受け、平成 10 年に八戸港国際物流ターミナルが開業し、平成 15 年には、産業廃棄物やリサイクル関連等の循環資源輸送を担う総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されるなど、北東北を代表する国際貿易・物流拠点として機能している。

また、河原木地区の八戸港ポートアイランドは、I 期約 35 h a は平成 9 年度に完成し、主に港湾関連施設が立地しており、II 期約 30 h a のうち約 22 h a は平成 21 年度に完成し、平成 27 年 4 月には L N G 輸入基地が操業を開始した。

東北で初めての国際コンテナ定期航路となる東南アジア航路が平成 6 年に開設され、現在は、中国・韓国の国際定期コンテナ航路と、横浜港、東京港と結ぶ内航フィーダー航路（3 航路）や名古屋、広島、川崎、苫小牧等を結ぶ内貿 R O / R O（ローロー）航路（2 航路）が開設されている。

むつ小川原港はむつ小川原開発における物流の中核を担う港湾として重要港湾の指定を受け、これまでに、大型タンカー受入施設の 30 万 t 級一点係留ブイバースや、5 千 t 級岸壁 2 バース、2 千 t 級岸壁 8 バースなどが整備されている。

（支援機関等）

本県には、高等教育機関として国立大学法人弘前大学、八戸工業大学、青森公立大学、青森県立保健大学、北里大学獣医学部等が立地しており、高度な人材育成や研究活動を行っているほか、公設試験研究機関等として地方独立行政法人青森県産業技術センター、公益財団法人八戸地域高度技術振興センター、株式会社八戸インテリジェントプラザが立地しており、試験研究や地域企業との共同研究を積極的に推進している。

また、中核的な産業支援機関として公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターが立地しており、企業等の創業、経営革新、ビジネスプラン、販路開拓等

の指導・支援を担うコーディネーターによるワンストップサービスの提供、産学官金連携活動を支援している。

【津軽地域】

津軽地域には、国立大学法人弘前大学をはじめとする高等教育機関が立地しているほか、地域の特性に応じた工業系、農林系等の公設試験研究機関があり、それぞれの特色を活かした試験研究や地域企業との共同研究を積極的に推進している。

まず、高等教育機関関係では、国立大学法人弘前大学は、自然科学系の学部として理工学部、医学部及び農学生命科学部を、大学院として理工学研究科、医学研究科、保健学研究科及び農学生命科学研究科を有しており、情報技術、バイオテクノロジー、新材料等の高度技術に係る人材育成及び研究活動を行っている。また、地域共同研究センターでは、民間企業との共同研究、研究者の受け入れ、受託研究の実施や学術交流・情報交換、技術相談等の事業を実施している。

青森大学は、経営学部経営学科、社会学部に社会学科及び社会福祉学科、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科及び薬学部薬学科を、また、大学院として環境科学研究科を有し、総合大学として実践力、コミュニケーション能力の高い人材の育成を行っている。

青森公立大学は、経営経済学部経営学科、経済学科及び地域みらい学科の3学科と、大学院として経営経済学研究科を置き、情報科学を基礎とした経営学と経済学についての学際的、統合的な思考力を備えた高度な人材の育成を行っている。地域経済等について調査する部門として地域研究センターが設置され、大学の研究成果を地域に公開するとともに、工業振興などの地域経済に関わるテーマについて研究を行っている。

青森県立保健大学は、健康科学部に看護学科、理学療法学科、社会福祉学科及び栄養学科の4学科を有し、人間性豊かでグローバルな視点を持ち、地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材の育成を行っている。また、研究推進・知的財産センターが設置されており、共同研究などを通じて、青森県の地域特性に即した保健医療・福祉に関する研究などを学際的に、総合的な立場で推進することとしている。

東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ青森）は、機械システム系の生産技術科、電気・電子システム系の電気エネルギー制御科、電子情報制御システム系の電子情報技術科の3科を有しており、エレクトロニクス、メカトロニクス及び情報技術等の各分野において、学理的素養と実技能力を併せ備えた実践技術者の育成と研究活動を行っている。また、在職者の職業能力の向上を図るため、セミナーの開催、施設・設備の開放、技術相談等を行っている。

次に、公設試験研究機関などの産業支援機関関係では、地方独立行政法人青森県産業技術センター工業総合研究所（青森市）は、電子情報技術部、環境技術部、新エネルギー技術部を有し、ものづくりに関する自動制御、計測評価技術の開発及び技術支援、環境負荷物質の排出抑制、回収、処理技術の開発及び技術支援、燃料電池の要素技術及び省エネルギー生産技術等の研究開発及び技術支援を行っている。県内の企業・大学と共同研究を行うほか、技術相談、技術指導、情報の収集・加工・提供等を実施している。

同弘前地域研究所（弘前市）は、技術支援部、食品素材開発部、生活デザイン部、プロテオグリカン室を有して、地元企業等のニーズ・シーズに着目した技術の調査・普及のほかバイオテクノロジー、機能性素材、食品に関する試験研究及び漆器、木工品、陶磁器等に係る研究やユニバーサルデザイン、プロダクトデザイン等に係る試験研究を行っている。

そのほか、農業系の公設試験研究機関としては、地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所（黒石市）、同りんご研究所（黒石市）があり、青森県の気候に適した水稻や果樹の品種育成と種苗供給、水稻、野菜、果樹の栽培技術の開発などに取り組んでいる。また、環境保全及び保健衛生の公設試験研究機関としては、青森県環境保健センター（青森市）があり、それぞれの分野において試験研究及び技術指導を通じて企業等の活動を支援している。

本県の中核的産業支援機関である公益財団法人21あおもり産業総合支援センターは、コーディネーター、インキュベーションマネージャーを配置し、企業等の創業、経営革新、ビジネスプラン、販路開拓等のワンストップサービス、産学官連携活動を支援している。

【県南・下北地域】

県南・下北地域には、八戸工業大学をはじめとする高等教育機関が立地しているほか、地域の特性に応じた工業系、農林系等の公設試験研究機関があり、それぞれの特色を活かした試験研究や地域企業との共同研究を積極的に推進している。

まず、高等教育機関関係では、八戸工業大学は、工学部機械情報技術学科、電気電子システム学科、システム情報工学科、バイオ環境工学科、土木建築工学科、感性デザイン学部感性デザイン学科の2学部6学科がある。同大学の大学院には、機械・生物化学工学専攻、電子電気・情報工学専攻、土木工学専攻、建築工学専攻の4専攻があり、機械情報技術学科、電気電子システム学科、土木建築工学科、システム情報工学科の教育プログラムは、日本技術者教育認定機構のJ A B E Eの認定を受けるなど、国際的に活躍する技術者の育成に努めている。

国立大学法人弘前大学には自然科学系の学部として、理工学部、医学部、農学

生命科学部があり、大学院として理工学研究科、医学研究科、保健学研究科、農学生命科学研究科が設置されている。理工学部には、数理科学、物理科学、物質創成化学、地球環境学、電子情報工学、知能機械工学の6学科が設置されている。平成14年6月、八戸市に「弘前大学八戸サテライト」を開設し、技術相談、共同研究等を行う産学官連携活動のほか、地域企業等のニーズと弘前大学のシーズのマッチング、公開講座、講演会、遠隔教育等に取り組んでいる。

北里大学獣医学部は、獣医学部獣医学科、動物資源科学科、生物環境科学科の3学科があり、同大学の大学院には、獣医学専攻、動物資源科学専攻及び生物生産環境学専攻の3専攻があり、微生物から動植物、環境まで人と動物の共存を地球規模で考える有機的に連携した高度な教育・研究に取り組んでいる。

独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校は、機械システムデザインコース、電気情報工学コース、マテリアル・バイオ工学コース、環境都市・建築デザインコースの4コースからなる県内唯一の国立の高等専門学校である。

専攻科には、機械・電気システム工学専攻、物質工学専攻、建設環境工学専攻の3専攻があり、4学科3専攻を一体とした複合的工学教育プログラムである産業システム工学プログラムは、JABEEの認定を受けている。

また、地域の特性に密着した工業技術の研究開発を学科の枠を超えて推進する産学官交流の拠点として「地域テクノセンター」を設置し、地域企業との共同研究、受託研究、技術相談のほか、産学連携を深めるための研究シーズ提案会等を実施し、地域企業の技術向上に貢献している。

次に、公設試験研究機関などの産業支援機関関係では、地方独立行政法人青森県産業技術センター八戸地域研究所（八戸市）は、地域の企業や大学と連携し機械・金属関連の研究開発、電子回路関係の研究開発などを行っている。

同研究所は、地域産業支援の拠点施設である「八戸インテリジェントプラザ」内にあり、同施設内には、産業支援機関である株式会社八戸インテリジェントプラザ、公益財団法人八戸地域高度技術振興センターも入居していることから、円滑な連携体制が整っている。

そのほか、農業系の公設試験研究機関としては、地方独立行政法人青森県産業技術センター野菜研究所（六戸町）、同畜産研究所（野辺地町）、同林業研究所（平内町）等があり、青森県の気候風土に適した野菜やスギ等の品種育成と種苗供給、農作物栽培、家畜飼養、森林施業の技術開発などに取り組んでいる。

同水産総合研究所（平内町）では、海面の漁場環境調査、水産物の資源管理に関する研究や増養殖の技術、同内水面研究所（十和田市）では、サケ、サクラマス等の回帰率向上のための技術開発、種苗供給やふ化指導、内水面である小川原湖等の漁場環境調査等に取り組んでいる。

同食品総合研究所（八戸市）、同下北ブランド研究所（むつ市）及び同農産物加工研究所（六戸町）では、県産農林水産物の加工技術の研究開発や地域企業等に対する加工技術や商品化の指導等に取り組んでいる。

本県の中核的な産業支援機関である公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターでは、企業等の創業、経営革新、ビジネスプラン、販路開拓等の指導・支援を担うコーディネーターによるワンストップサービスの提供、産学官金連携活動を支援している。

公益財団法人八戸地域高度技術振興センターは、地域企業の高度技術の開発及び高度技術の製品開発への利用を支援する機関として、企業に対する人材育成、産学官の連携支援、研究開発資金の助成、情報提供などを実施しているほか、高度技術利用研究会を設置し、産学官の共同研究を推進している。

八戸インテリジェントプラザは、頭脳立地法に基づき、全国で最初に承認を受けた八戸地域集積促進計画の中核的な運営主体として、地域企業の高度化を支援するため、地域資源や地域で培われた技術などを活かした産業振興を促進するための研究開発、研究開発支援、人材育成、産業関連情報の提供、異業種交流組織「アイピー倶楽部」の運営等の産学官交流の取組を推進している。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

本県では近年、コンタクトセンターをはじめとする情報関連企業の進出が拡大しているほか、青森空港や青森港、青森自動車道青森中央 IC などの交通アクセスが充実している青森中核工業団地を中心に物流業等の進出が進むとともに、三沢空港や八戸港、東北自動車道八戸北 IC などの交通アクセスが充実している八戸北インター工業団地や、2,000ha を超える広大な用地を有している六ヶ所村のむつ小川原開発地を中心に製造業等の進出が進んでいる。

今後は、津軽自動車道、八戸・久慈自動車道及び下北半島縦貫道路の更なる整備や、北海道新幹線新青森―新函館北斗間開業による交通網の整備促進により、更なる企業立地が期待される場所である。

また、平成 25 年度に六戸町の金矢工業団地に大型木材加工施設が進出したことを契機に、関連企業の立地や域内企業の事業拡大も期待される場所である。

本県の誘致企業数の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規立地	10	13	12	15	13
うち津軽地域	5	3	4	2	5
うち県南・下北地域	5	10	8	13	8
増設	15	15	17	15	19
うち津軽地域	6	8	4	7	8
うち県南・下北地域	9	7	13	8	11
新規立地・増設 計	25	28	29	30	32

(青森県商工労働部調査による)

4-4 地域再生計画の目標

目標 1 企業の新規立地

東京23区にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数）を2件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京23区外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（拡充型事業の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数）を30件とする。

【津軽地域】

東京23区にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数）を1件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京23区外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（拡充型事業の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数）を15件とする。

【県南・下北地域】

東京23区にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数）を1件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京23区外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（拡充型事業の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数）を15件とする。

目標 2 就労機会の創出

地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施により、160人の雇用機会の創出を図る。

【津軽地域】

地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施により、80人の雇用機会の創出を図る。

【県南・下北地域】

地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施により、80人の雇用機会の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本県では近年、コンタクトセンターをはじめとする情報関連企業の進出が拡大しているほか、青森空港や青森港、青森自動車道青森中央ICなどの交通アクセスが充実している青森中核工業団地を中心に物流業等の進出が進むとともに、三沢空港や八戸港、東北自動車道八戸北ICなどの交通アクセスが充実している八戸北インター工業団地や、2,000haを超える広大な用地を有している六ヶ所村のむつ小川原開発地を中心に製造業等の進出が進んでいる。

今後は、津軽自動車道、八戸・久慈自動車道及び下北半島縦貫道路の更なる整備や、北海道新幹線新青森―新函館北斗間開業による交通網の整備促進により、更なる企業立地が期待されるところである。

また、平成25年度に六戸町の金矢工業団地に大型木材加工施設が進出したことを契機に、関連企業の立地や域内企業の事業拡大も期待されるところである。

このような企業立地環境の変化を踏まえ、青森県の豊かな地域資源を活用する農工・食品関連分野や、近年集積が進んでいるコンタクトセンター等の情報通信関連分野など、青森県の比較優位性を発揮できる分野を主なターゲットとする戦略的企業誘致を展開し、企業立地等に伴う初期投資の負担を軽減する補助や、誘致企業の人材確保の支援等を実施する。

さらに、地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例を活用し、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を促進し、当該地域における就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省）【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村の一部区域（別紙1のとおり）

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

【津軽地域】

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町の一部区域（別紙2のとおり）

【県南・下北地域】

八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町の一部区域（別紙3のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

地方活力向上地域となる地域は、光技術関連産業、電気機械、精密機械等の加工組立型産業、鉄鋼、紙・パルプ、非鉄金属等の基礎素材型産業、半導体関連産業、情報サービス関連産業といった産業が、域内にバランス良く分布している。

これまで、青森県の豊かな地域資源を活用する農工・食品関連分野や、近年集積が進んでいるコンタクトセンター等の情報通信関連分野など、青森県の比較優位性を発揮できる分野を主なターゲットとする戦略的企業誘致を展開してきており、今後も東京からの本社機能の移転等が期待される地域である。

【津軽地域】

津軽地域は、青森市を中心に約76万人規模の経済圏を形成し、昼夜間人口比率100.1、人口千人当たりの事業所数47.6の地域であり、光デバイス、光学

用プリズム、光ファイバー、画像処理装置、半導体検査装置等の光技術を応用した製品の研究開発に取り組む光技術関連企業が集積しているなど、域内企業の成長が見込まれる地域である。

また、当該地域は、奥羽山脈北端の八甲田連峰から本県の西部一帯に広がる地域と津軽半島から形成され、域内は、国道7号、東北縦貫自動車道弘前線、津軽自動車道、J R奥羽本線及びJ R津軽線などの交通体系で結ばれ、自然的社会的経済的に一体性を有するものである。

さらに、当該地域内には、国立大学法人弘前大学（弘前市）、東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校（五所川原市）、地方独立行政法人青森県産業技術センター工業総合研究所（青森市）、同弘前地域研究所（弘前市）が立地するなど、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要とされる人材の供給や技術研究開発を推進する事業環境が整っており、今後、県外からの新規立地や域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

【県南・下北地域】

県南・下北地域は、八戸市を中心に約61万人規模の経済圏を形成し、昼夜間人口比率100.1、人口千人当たりの事業所数48.6の地域であり、臨海部では鉄鋼、紙・パルプ、非鉄金属、化学等の基礎素材型産業や水産加工業を中心とした食品加工業、内陸部では半導体・液晶関連産業、電気機械等の加工組立型産業、情報通信関連産業、電子部品製造業など多様な企業の集積が進んでおり、域内企業の成長が見込まれる地域である。

また、当該地域は、奥羽山脈北端の八甲田連峰から本県の東部一帯に広がる地域と下北半島から形成され、域内は、国道4号、東北縦貫自動車道八戸線、上北縦貫道路、下北半島縦貫道路、東北新幹線、J R大湊線などの交通体系で結ばれ、自然的社会的経済的に一体性を有するものである。

さらに、当該地域には、八戸工業大学（八戸市）、独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校（八戸市）、地方独立行政法人青森県産業技術センター八戸地域研究所（八戸市）が立地するなど、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要とされる人材の供給や技術研究開発を推進する事業環境が整っており、今後、県外からの新規立地や域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

（4）地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業

①事業概要（移転型事業）：

民間企業等により実施される東京23区から本社機能の移転を伴う特定業務施

設の整備。

実施期間：

平成27年11月～令和13年3月

実施場所：

(2) ①移転型事業の対象地域内。

②事業概要（拡充型事業）：

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務施設の整備。

実施期間：

平成27年11月～令和13年3月

実施場所：

(2) ②拡充型事業の対象地域内。

ロ 不動産取得税、事業税の不均一課税制度及び課税免除制度の創設

事業概要

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う不動産取得税、事業税（移転型事業のみ）について、不均一課税制度及び課税免除制度（移転型事業のみ）を創設する。

実施主体

青森県

実施期間

平成27年度～令和12年度

ハ 固定資産税の不均一課税制度及び課税免除制度の創設

事業概要

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う固定資産税について、不均一課税制度及び課税免除制度（移転型事業のみ）を創設する。

実施主体

青森県及び管内市町村

実施期間

平成27年度～令和12年度

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ ターゲット産業立地推進事業

事業概要

青森県の強みを生かせる分野を主なターゲットとし、関連企業への立地意向調査、営業スキルの高い人材の活用等により、戦略的な企業誘致を展開する。

実施主体

青森県

実施期間

平成27年度～

ロ 産業立地プロモーション事業

事業概要

首都圏において「あおり産業立地フェア」を開催するとともに、積極的な企業誘致活動を行い、本県への企業立地を促進する。

実施主体

青森県

実施期間

平成27年度～

ハ 自動車関連産業集積促進事業

事業概要

国際競争力が高く、裾野の広い産業である自動車関連産業の誘致に取り組むため、「青森県名古屋産業立地センター」を設置し、自動車関連産業コーディネーター等を設置する。

実施主体

青森県

実施期間

平成27年度～

ニ 誘致企業人財力確保支援事業

事業概要

①新規誘致企業人財確保支援事業

新規誘致企業が新たに10人以上の求人を行う際に、地元新聞を活用した広告を掲載する。

②既誘致企業人財確保支援事業

既誘致企業が新たな設備投資又は事業拡張に伴い、5人以上の求人又は技術部門での求人を行う際に地元新聞を活用した広告を掲載する。

③求人情報提供事業

希望する誘致企業の企業・求人情報を冊子に掲載し、県内の高校、専門学校、大学等を訪問し配布するとともに、県のホームページに掲載する。

実施主体

青森県

実施期間

平成26年度～

ホ コンタクトセンター産業活性化促進事業

事業概要

新卒者、転職者、主婦、U・Iターン希望者等の求職者全般を対象としたセミナーの開催、事業拡大を目的とした人財育成研修の実施に要する経費への補助、一定規模の求人を行う際の地元紙への広告掲載の支援など、コンタクトセンター関連の県誘致企業の事業拡大及び定着を図るための支援を行う。

実施主体

青森県

実施期間

平成27年度～

ヘ 企業立地促進事業

事業概要

①青森県産業立地推進資金

県内の工業の振興を図るため、誘致企業及び地場企業に対し、長期・低利な資金融資を実施する。

②青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

テレマーケティング関連企業の立地を促進するため、テレマーケティング事業を行う県の誘致企業に対し、雇用奨励費、回線使用料及び貸しオフィスの賃料等に係る補助金を交付する。

③青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金

むつ小川原開発地区等の企業立地を促進するため、同地区内に立地する企業に対し、当該立地に係る用地取得費について補助金を交付する。

④青森県産業立地促進費補助金

青森県への企業立地及び誘致企業の事業拡大を促進するため、工場等を新増設する誘致企業等に対し、設備投資額の一部について補助金を交付する。

実施主体

青森県

実施期間

①昭和59年度～、②平成17年度～、③平成6年度～、④平成20年度～

ト 誘致企業県外技術系人材確保支援事業

事業概要

誘致企業の事業拡大や定着促進を図るため、県外に在住する専門的技術系人材の確保に要した費用に係る補助金を交付する。

実施主体

青森県

実施期間

平成27年度～

チ 誘致企業等立地支援事業

事業概要

①工場等用地取得助成金

青森市内への企業立地を促進するため、市内に工場等を新增設等する誘致企業に対し、当該立地に係る用地取得費等について助成金を交付する。

②工場等立地促進助成金

青森市内への企業立地を促進するため、市内に工場等を新增設等する誘致企業に対し、土地・建物等の固定資産税相当額の助成金を交付する。

③雇用促進助成金

青森市内への立地企業の新規雇用を促進するため、市内に工場等を新增設等する誘致企業が新たに11人以上雇用する場合に助成金を交付する。

実施主体

青森市

実施期間

平成17年度～

リ 企業立地促進事業

事業概要

①弘前市工場等立地奨励条例に基づく各種奨励金

弘前市における工場等の立地を促進するために、用地取得に要する経費及び雇用に要する経費の一部について奨励金を交付する。

②弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

弘前市におけるテレマーケティング関連産業の立地を促進し、テレマーケティング関連産業の振興及び雇用機会の拡大を図るために、貸オフィス等に入居する際に要する経費や新規雇用に要する経費の一部について補助金を交付する。

③重点3分野育成強化促進費補助金

弘前市の重点3分野（食、精密・医療、アパレル）産業の育成を図るために、事業の拡大や高度化、競争力の強化や生産性が向上する設備投資に対し、その経費の一部について補助金を交付する。

実施主体

弘前市

実施期間

①昭和60年度～、②平成14年度～、③平成27年度～

ヌ 企業誘致事業・IT産業集積促進事業

事業概要

①八戸市企業立地促進条例に基づく各種奨励金

八戸市内の雇用の増、産業の集積及び高度化を図るため、誘致企業等に対して用地取得、設備投資及び雇用増に係る奨励金を交付する。

②八戸市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

八戸市内の雇用の増、産業の集積及び高度化を図るため、IT・テレマーケティング関連誘致企業に対して雇用増等に係る補助金を交付する。

実施主体

八戸市

実施期間

平成27年度～

ル 企業立地促進事業

事業概要

①奨励金の交付

三沢市内への企業立地を促進するため、市内に工場等を新增設する製造業や情報通信関連産業等の認定企業に対し、立地促進奨励金（工場等の取得費用）、雇用促進奨励金（従業員の市民雇用）、環境保全施設等奨励金（工場等の周辺施設取得費用）を交付する。

②事業用地の無償貸付

誘致企業に対し特定地域内の市有地を事業用地として無償で貸し付ける。

実施主体

三沢市

実施期間

①昭和62年度～、②平成19年度～

ウ 企業立地促進事業

事業概要

①六戸町企業立地奨励金

六戸町内への企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用の拡大を図るため、町内に立地した企業に対し、当該立地に係る工場等用地取得価格、又は最初に課税された固定資産税額について奨励金を交付する。

②六戸町立地企業雇用奨励金

工場立地を促進し、産業構造の改善及び住民の雇用機会の拡大を図り、住民生活の向上に寄与するため、町内に立地した企業に対し、地元被雇用者の種別・人数に応じて奨励金を交付する。

実施主体

六戸町

実施期間

①平成21年度～、②昭和60年度～

ウ 企業誘致促進事業

事業概要

南部町工場誘致条例に基づく各種奨励金

南部町内に工場を誘致し、又は工場の新設若しくは増設を促進することにより、雇用の増大、産業の振興及び町勢の発展を図ることを目的とし、立地、操業、雇用に係る奨励金を交付する。

実施主体

南部町

実施期間

平成18年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和13年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-4に示す地域再生計画の目標については、毎年度必要な調査を行い状況の把握を

行うとともに、青森県が実施する「中間評価」及び「事後評価」において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う方法

	平成 27 年度 (基準年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (中間年度)	平成 31 年度
目標 1 地方活力向上地域等 特定業務施設整備計 画認定件数	-	2 件	4 件 (うち移転型 2 件)	2 件	2 件
うち津軽地域	-	1 件	2 件 (うち移転型 1 件)	1 件	1 件
うち県南・下北地域	-	1 件	2 件 (うち移転型 1 件)	1 件	1 件
目標 2 雇用機会創出数	-	10 人	20 人	10 人	10 人
うち津軽地域	-	5 人	10 人	5 人	5 人
うち県南・下北地域	-	5 人	10 人	5 人	5 人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標 1 地方活力向上地域 等特定業務施設整 備計画認定件数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
うち津軽地域	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
うち県南・下北地域	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
目標 2 雇用機会創出数	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
うち津軽地域	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
うち県南・下北地域	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標1 地方活力向上地域 等特定業務施設整備 計画認定件数	2件	2件	2件	2件	2件
うち津軽地域	1件	1件	1件	1件	1件
うち県南・下北地域	1件	1件	1件	1件	1件
目標2 雇用機会創出数	10人	10人	10人	10人	10人
うち津軽地域	5人	5人	5人	5人	5人
うち県南・下北地域	5人	5人	5人	5人	5人

	令和12年度 (最終年度)
目標1 地方活力向上地域 等特定業務施設整備 計画認定件数	2件
うち津軽地域	1件
うち県南・下北地域	1件
目標2 雇用機会創出数	10人
うち津軽地域	5人
うち県南・下北地域	5人

(指標とする数値の収集方法)

目標1については、当該地域再生計画による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数である。

目標2については、当該地域再生計画により認定した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実績報告から算出する。

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4-4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を速やかに本県のホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし